

第 24 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 7 年 6 月 25 日（水） 8 時 55 分～9 時 57 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（12 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢槿 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○尾上 進 ○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

な し

5 議事日程

諮問第 9 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
議案第 21 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 23 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 25 号 非農地判断について
議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	山元 正彦
	中間管理機構事業推進員	梶尾 末義
○農政林務課	主 事	奥 裕太

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は 12 名であります。
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立しているこ
とを御報告いたします。

それでは、ただいまから第 24 回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 1、議事録署名委員の指名であります。議長において、6 番 牛堀 佐
喜子 委員、7 番 園田 勇一 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、第 24 回定例農業委員会総会は、本日の 1 日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成
しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 3、諸報告であります。6 月 5 日にマリnpレスかごしまにおいて開催
されました第 108 回通常総会に私が出席いたしました。

次に、6 月 6 日に鶴翔高等学校において開催されました鶴翔高等学校農業者育成
対策協議会総会に私が出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 4、諮問第 9 号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とい
たします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 （奥 裕太）

諮問第 9 号につきまして、説明いたします。

今回、更新 1 件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のた
め、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、関係機関・団体により農業経営改善計画について書面にて審査を行い、6

月 11 日に回答書が出そろい、認定することは適当であるという意見に達したところ
です。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。

申請者は「株式会社 ○○○」、代表者は「○○ ○○」さんです。

申請者につきましては、所在が出水市となっておりますが、経営上は阿久根市で
経営を行っており、出水市で借入れている田につきましても、自家消費分のみの普
通期水稻を耕作している事から、今回、再度阿久根市で認定を受けるものになりま
す。

生産方式の合理化に関する事項については、「高床開放鶏舎の老朽化により、格
外卵の発生が多くなっていることから、目標年度までに制度資金等を活用し、ウイ
ンドレス鶏舎へ更新を検討する。」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議あ
りませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第 9 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 5、議案第 21 号 農地転用許可後の事業計画承認申請についてを議題とい
たします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第 21 号の事業計画変更について説明いたします。

総会資料は 3 ページ、地図は別添資料 1 ページ及び 2 ページを御覧ください。

申請者は、鹿児島市に住所があります「〇〇 〇〇」さんです。

本件は、キャンプ場への転用を目的として、令和6年5月10日付けで農地法第5条による許可を受けた転用及び所有権移転について、当該転用の事業の計画を変更することによる農地転用事業計画変更承認申請です。

地図の1ページ目を御覧ください。

当初の事業計画では、キャンプ場の管理棟からの給排水管の設置場所については、脇本〇〇番の土地を通る予定になっていましたが、現場条件や技術判断による変更に伴い、地図の2ページに記載してあるとおり、折口〇〇番と折口〇〇番の農地に給排水用管を埋設されており、この2筆については農地法第3条の区分地上権での許可が必要になりました。

また、通路部分についても、脇本〇〇番の土地の一部を賃貸借により通路として使用することで契約されていましたが、所有者の方から令和8年3月末までの使用期間しか認めないとの連絡があり、キャンプ場の運営にもかかることから、急遽、給排水管を通して折口〇〇番の一部分と折口〇〇番の農地を通路部分とキャンプ場の看板設置として利用するため、農地法第5条申請が必要となりました。

なお、事業計画変更の承認を受ける前に変更行為が行われたことについては、今回の申請書に始末書が添付されております。

前回、許可を受けた転用地と農地以外を含み、さらに、今回新たに申請する農地を含めた全体としての計画には変更がありましたが、許可を受けた転用目的のものに変更はなく、新たな申請地に通行用道路やキャンプ場の看板を設置するというものでした。

被害防除計画書も提出されていることから、今回の計画変更による周辺の土地への影響はないと思われます。

説明は以上です。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （〇〇 〇〇）

当初予定していた通路部分の所有者から、令和8年3月末までしか通行を認めないとのことではありますが、理由が分かれば教えてください。

事務局 （岩崎 展幸）

当事者双方の間で少し問題が生じたとのことでもあります。詳細な理由については、プライバシーの観点から、回答することはできませんので御了承ください。

委員 （〇〇 〇〇）

以前行った現地調査の際には、通行を認めていたので、こういった経緯があったのかと思ったところでもあります。それであれば、構わないです。

議長 （田嶋 輝男）
他に質疑等ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
異議なしと認めます。
よって、議案第 21 号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）
日程第 6、議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）
それでは、議案第 22 号について御説明いたします。
議案書は、5 ページを御覧ください。
今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 3 件、区分地上権設定が 2 件です。
それでは、整理番号 1 について説明します。
地図につきましては、別添資料 3 ページになります。
申請地は、脇本〇〇番の畑で面積は 629 ㎡です。
譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。
申請の理由は、譲受人が親族である譲渡人から農地を受贈するものです。
取得後は、露地野菜を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を
全て満たしております。
なお、本件は贈与による所有権移転です。
続きまして、整理番号 2 について説明します。
地図につきましては、別添資料 4 ページになります。
申請地は、脇本〇〇番で 984 ㎡と脇本〇〇番で 396 ㎡の畑で合計面積は 1,380 ㎡
です。
譲受人は「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」

さんです。

申請の理由は、譲受人の「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんが、申請地の隣、脇本〇〇番に住宅を建築する予定であり、申請地の2筆は農地として取得するため申請するものです。

取得後は、露地野菜を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は売買による所有権移転です。

続きまして、整理番号3について説明します。

地図につきましては、別添資料5ページ及び6ページになります。

申請地は、折口〇〇番で330㎡、折口〇〇番で380㎡、折口〇〇番で338㎡の3筆で合計面積は1,048㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、農地を譲り受けて家庭菜園として利用するために申請されました。

取得後は、露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

つきましては、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすものと考えます。

整理番号4と5については、関連性がありますのでまとめて説明します。

地図につきましては、別添資料7ページから9ページになります。

本申請は、議案21号の事業計画変更の案件として、審議されましたキャンプ場の管理棟からの給排水管の設置場所の変更に伴い、折口〇〇番と折口〇〇番の農地に給排水用管を埋設するための区分地上権設定での3条許可申請であり、すでに埋設は終わっているため追認になります。

事業計画変更の所でも説明しましたが、当初、脇本〇〇番に建っている管理棟からの給排水管は脇本〇〇番の土地を通して側溝に流水される予定でしたが、実際は、申請地の折口〇〇番と折口〇〇番を挟んで東側に存する側溝へ排水等を放流する形で、地表から地下40～50cmの位置に、厚さ17mm、直径117mmの給排水管を埋設しております。

地上部分は、農地として従来通り利用できます。

そのため、本申請は農地法第3条第2項ただし書きにあります民法第269条の2第1項の規定に基づく区分地上権設定となります。

区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利をいうものです。

農地法第3条許可要件についてですが、本申請は民法第269条の2に規定されている地上権に内容を同じくする『区分地上権』の設定によるものであるため、農地法第3条許可要件は求められません。

その代り、区分地上権を設定する際、満たさなければいけない2つの項目がございます。

許可基準1つめは、その権利の設定または移転にかかる農地等及びその周辺の農地等にかかる営農条件に支障を生ずるおそれがないことであり、許可基準2つめは、

その権利の設定または移転にかかる農地等をその権利の設定又は移転にかかる目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることです。これを言い換えますと、申請地の所有者もしくは耕作者の同意を得る必要があるということになります。

よってこの基準に沿って、判断をしていく必要がございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

4 番 矢槌 学 委員

委員 （矢槌 学）

議案第 22 号に係る調査は、6 月 10 日に、1 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 1 から 3 についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

整理番号 4 と 5 の「区分地上権等の設定」について報告いたします。

まず、事務局から説明のあった許可基準 1 についてですが、給排水管が埋設された深さは約 40～50 c m であるため、申請農地を耕作する場合に支障はなく、管理棟からの生活排水については、合併浄化槽により処理された後、雨水と共に申請地東側の側溝に排水されるため、周辺農地の影響はないものと判断いたしました。

よって、許可基準 1 を満たします。

次に、許可基準 2 についてです。

今回、申請地の所有者についての同意は、どちらとも得ています。

よって、許可基準 2 を満たします。

以上のことから、区分地上権の許可基準を満たしているため、追認はやむを得ないものであると判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 7、議案第 23 号　農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

ただし、「〇〇　〇〇」委員が議事参与の制限に該当しますので、「〇〇　〇〇」委員は退席を願います。

議長　（田嶋　輝男）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局　（岩崎　展幸）

議案第 23 号について御説明いたします。

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。

整理番号 1 の案件についてであります。議案書は 8 ページ、地図は 10 ページから 11 ページを御覧ください。

本件は、家畜伝染病が発生した際に、処分した家畜を埋めるため、農地を埋却予定地として転用するため申請するものです。

家畜伝染病が発生した場合、防疫対応を速やかに行い、早期収束を図るため、事前に家畜の死体等を埋却するための土地を確保しておくことが、家畜伝染病予防法施行規則で定められた飼養衛生管理基準において求められています。

農地を埋却地とする場合、農地を取得して耕作する場合は農地法第 3 条での申請、耕作せず埋却予定地として管理する場合は農地法第 5 条での申請をすることになります。

今回は、現に権利を有している農地を、耕作せずに埋却予定地として管理する合になりますので、農地法第 4 条での申請となります。

申請地の位置は、市役所三笠支所から東南東約〇〇キロメートルの所にあります農地です。

申請人は、本市脇本に本店がある「株式会社　〇〇〇」です。

申請地の農地の区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地に該当し、第 1 種農地と判断されます。

埋却予定地については、農業用施設に該当するため、第 1 種農地の不許可の例外である農業用施設により転用することができます。

埋却予定地については、可能な限り、当該農場内又はその隣接地とすることと、飼養頭数に応じた広さを確保しておくこととされています。

申請地は、申請者の所有する養鶏場の近くであります。

なお、埋却地の要件で「河川、湖、池等」に近い場所は避ける必要がありますが、周辺地は農用地区域内農地の田が広がっており、他の埋却地を検討した場合、かなり離れた場所になることから、防疫対応を速やかに行い、早期収束を図るための土地としては申請地でやむをえないと考えるものであります。

埋却に要する面積については、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定に記載されており、鶏の例での埋却可能頭数の計算によると、一区画の面積 261.08 m²の土地で埋却溝が2本の時、埋却可能頭数は 36,000 羽となっています。

申請者の所有する養鶏場の飼育数は、最大で 150,000 羽となっているので、埋却可能頭数で割って、必要な区画数と面積を算出しますと約 4.166 となり、小数点以下切り上げて、区画数は5となります。

なお、一区画当たり 261.08 m²で区画数を5個としますと、必要面積は 1305.4 m²となります。

申請地の面積は2筆で合計 3,146 m²ですので、埋却に必要とされる面積は満たしていると判断するものです。

以上で説明を終わります。

御審議方よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

1 番 久保 秀幸 委員

委員 (久保 秀幸)

議案第 23 号に係る調査結果について報告します。

調査は、6 月 10 日に、4 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、家畜伝染病が発生しない限りは農地としての保全管理を行うため周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (〇〇 〇〇)

河川のすぐ隣ですが、これは許可が下りますか。

事務局 (岩崎 展幸)

先程説明しました通り、周辺地は農用地区域内農地の田が広がっており、他の埋却地を検討した場合、かなり離れた場所になることから、防疫対応を速やかに行い、早期収束を図るための土地としては申請地でやむをえないと考えるものであります。

委員 (〇〇 〇〇)

代替地として、申請地の隣の多田〇〇番の山林は検討しなかったのでしょうか。

事務局 (岩崎 展幸)

申請地の隣の山林に関しては、整地等が必要となることから即効性がなく、前もって確保する埋却地には該当しません。

委員 (〇〇 〇〇)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

確か、この付近に上水道か農業用水のボーリングしたところがあったと思いますが、それは確認していますか。

事務局 (岩崎 展幸)

ボーリング施設に関しては、離れたところにありますので問題ないと思います。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑等ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 8、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

それでは、議案第 24 号について説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 4 件です。

それでは、整理番号 1 の案件から御説明いたします。

議案書は 10 ページ、地図は 12 ページから 13 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北北西約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第 1 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市脇本に居住されている「〇〇 〇〇」と「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、貸家に住んでいますが、手狭になってきたことから、申請地を購入し、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ一般住宅として利用されます。

申請地の雨水排水ですが、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号 2 の案件を御説明いたします。

地図は、14 ページから 15 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から東〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市折口に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になってきたことから、申請地を購入し、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は整地され、住宅が建築されます。

申請地の雨水排水ですが、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号 3 と整理番号 4 の案件については、関連がありますのでまとめて御説明いたします。

地図は、16 ページから 19 ページになります。

本件は、キャンプ場への通路と看板設置を目的とする使用貸借と賃貸借での設定

です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当します。

申請人は、鹿児島市に住所があります「〇〇 〇〇」さんです。

本申請は、折口〇〇番の一部分をキャンプ場への通行用道路、折口〇〇番に通行用道路とキャンプ場の看板を設置して利用するものであり、不許可の例外の既存施設の拡張に該当します。

申請地の折口〇〇番と折口〇〇番は、既に農地法の転用許可を受けずに、申請人が経営するキャンプ場への通行用道路とキャンプ場への看板を設置しており、このことに関しては「当初、計画していた通行用道路が令和8年3月末までしか使えなくなったため、急遽、新たな通路が必要となったことから、急ぐあまり、農地法の許可が必要であるとの認識が不足しており、工事を行ってしまった。」との始末書が提出されております。

また、折口〇〇番に設置してあった看板については、現在は申請人が所有する敷地内に移設されています。

申請地の雨水については、管理棟のシャワー室・トイレの排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水され、その他の部分は自然流下によりに流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

1 番 久保 秀幸 委員

委員 (久保 秀幸)

議案第24号に係る調査結果について報告します。

調査は、6月10日に、4番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地は、東側及び南側は道路、北側及び西側は畑に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、ブロック壁で擁壁を設けて、土砂や雨水が隣接地に流出しないようにするなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないものと思われます。

これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。

申請地は、東側は道路、北側及び西側は宅地、南側は畑に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、ブロック壁で擁壁を設けて、土砂や雨水が隣接地に

流出しないようにするなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないものと思われます。

これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号３と４の案件です。

申請地は、東側は道路、北側は宅地及び雑種地、西側は保安林、南側は畑に隣接していました。

申請地の一部は、既に通行用の道路となっていました。

申請地の転用に当たっては、道路部分は舗装を行わず、そのまま使用することなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 9、議案第 25 号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第 25 号 非農地判断について御説明します。

議案書は、12 ページから 18 ページになります。

それでは、今月の非農地証明願から御説明いたします。

議案書は、14 ページから 16 ページになります。

件数は 8 件であり、田 9 筆で 6,843 m²、畑 26 筆で 8,770 m²の合計 35 筆で面積 15,613 m²です。

確認については、6 月 4 日と 6 日にそれぞれの担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、また、転用地になっている所も、転用後 20 年以上経過しており、非農地となっている事を確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は、17 ページから 18 ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内農地が田 2 筆で 838 m²、畑 14 筆で 11,014 m²、農用地区域外農地が田 6 筆で 6,049 m²、畑 45 筆で 25,772 m²の合計 67 筆で 43,673 m²です。

確認につきましては、6 月 18 日と 19 日に、農業委員 2 名と推進委員 1 名と事務局で行いました。

いずれも雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いた

します。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 10、議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

初めに、所有権移転に関する事項についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （山元 正彦）

それでは、議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、所有権移転 1 件、利用権の設定 96 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

議案書の 20 ページをお開きください。

初めに、所有権移転について御説明いたします。

譲受人が桐野上区で基本構想水準到達農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人が桐野下区の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆、799 m²を、水稻栽培を目的として売買による所有権移転を行うものであります。

なお、当該案件は鹿児島県地域振興公社が行う農地売買等事業を活用するものであります。

以上、所有権移転 1 件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

次に、利用権の設定に関する事項についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （山元 正彦）

議案書の 21 ページをお開きください。

次に、利用権の設定について御説明いたします。

今回は、令和 7 年 9 月 1 日貸付開始分の申請であります。

まず、利用権の設定に関する総括表になります。

今回の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地 96 筆、面積 87,541 m²の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は 5 年間で 75 筆の 72,040 m²、10 年間で 21 筆の 15,501 m²となっております。

また、地目別では、田が 50 筆の 50,568 m²、畑が 46 筆の 36,973 m²となっております。

次に 22 ページから内訳を記載しておりますので、それぞれ説明させていただきます。

資料の左端に記載している利用権の設定等を受ける耕作者は 21 人であります。

1 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆を年間 12,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 2 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆を年間 10 a 当たり 8,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 3 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆を年間 10 a 当たり 25,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 4 番と 5 番の借人は「合同会社 〇〇〇」、貸人は「〇〇 〇〇」さんで、田 2 筆を年間 10 a 当たり 5,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 6 番から 17 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 6 人の田 4 筆、畑 8 筆です。

このうち、田 2 筆、畑 1 筆が使用貸借権設定、残りの田 2 筆、畑 7 筆が年間 10 a 当たり 2,877 円から 5,000 円の賃借権設定で、期間はいずれも 5 年間です。

23 ページになります。

次に 18 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんで、畑 1 筆を年間 100,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 19 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんで、畑 1 筆を年間 10 a 当たり 5,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 20 番から 23 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんで、畑 4 筆を 5 年間の使用貸借権設定です。

次に 24 番から 39 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 4 人の畑 16 筆を年間 10 a 当たり 5,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 40 番から 41 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんで、田 2 筆を年間で粳 35 kg の物納で、5 年間の賃借権設定です。

議案書は 24 ページになります。

次に 42 番から 62 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 14 人の田 21 筆です。

このうち、6 筆 6 人が使用賃借権設定、12 筆 6 人が年間で粳 35 kg の物納、3 筆 3 人が年間 10,000 円の賃借権設定で、期間はいずれも 10 年間です。

次に 63 番から 67 番の借人は「株式会社 〇〇〇」、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 2 人の畑 5 筆を年間 10 a 当たり 3,037 円から 5,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

25 ページになります。

次に 68 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 1 筆を年間 10 a 当たり 10,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 69 番から 73 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 2 人の田 1 筆、畑 4 筆です。

このうち、田 1 筆 1 人が年間 7,000 円の賃借権設定、残りの畑 4 筆 2 人が使用賃借権設定で、期間はいずれも 5 年間です。

次に 74 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 1 筆を年間で粳 140 kg の物納で、5 年間の賃借権設定です。

次に 75 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 1 筆を年間で粳 105 kg の物納で、5 年間の賃借権設定です。

次に 76 番から 79 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんの畑 4 筆で、それぞれ年間 10 a 当たり 1,157 円と 3,428 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 80 番と 81 番の借人は「農事組合法人 〇〇〇」、貸人は「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんの田 2 筆で、それぞれ年間 10 a 当たり 5,660 円と 10,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

次に 82 番から 84 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの畑 1 筆が年間 10 a 当たり 5,000 円の賃借権設定、「〇〇 〇〇」さんの畑 2 筆が使用賃借権の設定で、期間はいずれも 5 年間です。

次に 85 番の借人は「合同会社 〇〇〇」、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 1 筆を年間 10 a 当たり 5,000 円で、5 年間の賃借権設定です。

議案書は 26 ページになります。

次に 86 番から 96 番の借人は「株式会社 〇〇〇」、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 6 人の田 11 筆です。

このうち、1 筆 1 人が使用賃借権設定、2 筆 1 人が年間で粳 150 kg の物納、8 筆 5 人が年間 10 a 当たり 2,000 円から 12,000 円の賃借権設定で、期間はいずれも 5 年間です。

以上、利用権設定に係る 96 件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

それでは、以上をもちまして、第 24 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 57 分

議事録署名日 令和 7 年 7 月 25 日

農 業 委 員 会 会 長 ----- 田 嶋 輝 男 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 牛 堀 佐 喜 子 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 園 田 勇 一 -----

書 記 ----- 下 脇 一 博 -----